

令和3年度事業計画

少子高齢化社会の進展による、我が国の労働力人口の減少は今後ますます拡大することが見込まれ、人手不足の解消や現役世代の下支えのため高齢者の活躍が強く求められています。そのため、高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターは、「生きがいや就労の場の提供」のみならず「地域の担い手、働き手」として欠かせない存在となっています。

しかし、政府では定年延長や70歳までの就業機会の確保を企業に求めており、今後、新入会員の確保や会員の高齢化への対応がますます必要となります。さらに、新型コロナの影響や消費税制度の改正に伴う配分金への対応など、シルバー事業を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況が予想されます。

そこで、「第3期中期5カ年計画」の数値目標を達成し健全で安定した事業運営を推進するため、新役員体制のもと会員及び役職員が連携し、事業推進のための具体的施策の実施に努める必要があります。そのため、「会員ひとり一仕事一会員開拓運動」に基づく口コミによる開拓運動を推進すると共に施策の充実を図り、就業拡大と会員の増強という大きな課題に取り組みます。

また、シルバー事業は「請負・委任」を基本としてきましたが、「適正就業ガイドライン」のもと、「臨・短・軽」による就業の推進と共に請負・委任になじまない業務の「派遣就業」への切り替えなど、適正就業への更なる推進に努める必要があります。

明るく楽しく魅力あふれるシルバー人材センターをめざし、シルバー事業の基本理念・原則を堅持し「自主・自立、共働・共助」のスローガンのもと、会員・役員・職員が連携し、地域のニーズに応え、地域に喜ばれ、会員の生きがいや健康づくりにも寄与する事業展開を図ってまいります。

1 基本方針

- (1) 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します。
- (2) シルバー事業の基本に基づいて適正就業を進めます。
- (3) 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます。
- (4) 中期計画の着実な実行と推進を図ります。
- (5) 会員の拡大と資質の向上及び組織の活性化を図ります。
- (6) 広報・普及啓発活動を推進します。
- (7) 職群作業班の育成・強化を図ります。
- (8) 指定管理事業を推進します。

1 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します

会員の就労中、就業途上、日常生活における危険要因（ヒヤリハット）を発見・把握し、対応策を考え、根底からあらゆる事故ゼロを目指します。

- (1) 作業前後のミーティング・柔軟体操の励行及び安全確認シートの活用により、会員の健康状態や就業場所のチェックを行い、事故の未然防止に努めます。
- (2) 安全基準を遵守し、安全保護用具の着用と安全保護器具の設置、機械器具の安全点検の徹底を図ります。
- (3) 全国安全就業強化月間（7月）に併せて、安全意識高揚のために安全パトロール等を実施します。
- (4) 新入会員等を対象に就労安全講習を実施すると共に、全会員対象に安全就労・交通安全の徹底と健康管理の推進を図ります。
 - ① 地区毎に、脚立や刈払機等の使用講習会の実施や健康講話・交通安全講習を実施し、受講の徹底により安全意識の向上を図ります。
 - ② 健康診断受診など、自己体調管理の推進・徹底（体調不良時は就労しない。）
 - ③ 就業途上を含めた交通事故防止の推進。
- (5) 安全だよりの発行、安全標語の募集により安全啓発に努めます。
- (6) 事故発生状況や原因、ヒヤリハット事例を収集・分析し、事故防止に努めます。
- (7) 事故防止のため、作業中の標示旗・立て看板・カラーコーン・セーフティバー・飛散防止ネット等の設置を徹底します。
- (8) 事故発生時「事故顛末書」の提示を求め、会員の安全意識向上を図ります。

2 シルバー事業の基本に基づいて、適正就業を進めます

シルバーは、これまで請負・委任契約により仕事を受注し、会員に配分してきました。しかし、請負・委任契約に馴染まない業務については、厚生労働省から示された「適正就業ガイドライン」をもとに、契約内容の点検を行い、業務内容の見直しと共に労働者派遣事業への切り替えについて取り組みます。

また、会員の働き方は、高齢法に基づき、「臨時の・短期的な業務」「その他軽易な業務」と決められていますので、法令に基づいて適正就業を進めます。

- (1) 法令遵守を基本として個別の案件について調整を進めます。
- (2) 入会説明会・地区別懇談会で適正就業への理解を深めます。
- (3) 公平な就業を確保するためワークシェアリングを進めます。
- (4) 会員・発注者の理解をいただきながら長期就業を是正します。
- (5) 請負からの切り替え及び新規開拓により派遣就業推進に取り組みます。
- (6) 総額受注方式に基づく請負・委任契約による就業を検討します。

3 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます

(1) 就業機会の開拓の取り組み

- ① 6月の「就業拡大強化月間」について、新型コロナの感染状況等を考慮し実施方法等を検討したうえで、役職員・会員が一丸となり取り組みます。
- ② 地域のセーフティーネットとして、就業場所の確保・開拓に努めると共に会員の確保を図り、あらゆる要望に応えられる体制作りを検討します。
- ③ 派遣事業や職業紹介事業により、高齢者の雇用機会の拡大に努めます。
- ④ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に取り組み、人手不足分野における地域ニーズの発掘に努めます。
- ⑤ 特別キャンペーンの検証を行い、口コミによる就業開拓の充実を図ります。

(2) 市町村との連携

市町村等と連携し、地域や行政の抱える課題への対応について検討し、「空き家対策事業」や「介護保険新総合事業」など新たな就業機会を創造する事業の可能性及び連携について研究を進めます。

(3) 研修会等の開催と仕事の確保

仕事への興味を持ってもらい技術の習得を進めることにより、会員の育成・確保と仕事の拡大に繋げるため、技術講習会等の実施について検討します。

4 中期計画の着実な実行と推進を図ります

企業に対し65歳までの定年延長や再雇用制度の導入が義務付けられ、70歳までの雇用機会の確保が努力義務となるなど、60歳台の新入会員の減少やそれに伴う会員の高齢化が心配されます。さらに、新型コロナの収束時期が見通せないうえ、消費税制度改正に伴う配分金への対応が必要となるなど、シルバー事業を取り巻く環境は今後も厳しい状況が予想されます。

こうした様々な変化を的確にとらえ持続可能で安定した事業運営を進めるため、新役員体制のもと各専門部会において具体的施策の検討を行い、「第3期中期5カ年計画」の事業目標達成に向け会員及び役職員が連携して事業を推進します。

5 会員の増強と資質向上及び組織の活性化を図ります

会員の増強と就業開拓は「車の両輪」の関係にあります。高齢者世帯等の増加により、農地や空き家等の維持保全や生活支援などの受注が増加していますが、職種により就業可能な会員が不足し受注に応えられない状況が発生しています。

また、総会やボランティア活動などの各種行事への出席率が低く、義務を果たさない会員が増加しています。シルバー事業の原点に立ち返り、「自主・自立、共働・共助」の基本理念への理解を深める必要があります。

そこで、次の事業を実施し、会員の参加による組織の強化を進めます。

(1) 会員増強の取り組み

- ① 入会説明会の内容を充実させ、毎月第3木曜日に実施します。

② 県連合会とも連携し、人材確保育成事業によるセミナー等を開催することにより、シルバー事業への関心を深めると共に会員の確保を図ります。

③ 会員拡大には、会員等による友人・知人への口コミ勧誘が一番効果的です。「会員ひとり一仕事・一会員開拓運動」の充実、紹介キャンペーンの実施や会費減免規定の検討などにより、会員増加と退会の抑制を図ります。

④ 入会率の低い女性会員の確保のため、就業場所の開拓と共に夫婦による入会の推進など、会員増加に向けた方策を検討します。

(2) 地区別懇談会を開催し、シルバーの仕組みなど会員への理解を深めます。

① 地区別懇談会の実施時期 2月下旬～3月上旬

(3) 明るく楽しく魅力あふれるシルバー人材センターを目指します。

① 理事、地区委員・班長、互助会役員、職員が連携し、会員同士の交流を深め、地区組織から活性化を図り、魅力あるセンターづくりを進めます。

② 定時総会や地区別懇談会への出席人数に応じた、別枠の地区交付金を引き続き交付することにより、出席率の向上と地区組織の活性化を図ります。

(4) 地区委員・班長・役職員の、資質向上のための研修会を開催します。

6 広報・普及啓発活動の推進

会員とセンターを繋ぐパイプ役として、分かりやすい広報紙の編集に努めます。また、会員の声を汲み上げて組織の強化を図ると共に、PRチラシ等を活用して地域住民や発注者にも幅広く情報を発信します。

- (1) シルバーだよりの内容を充実し、定期的（年2回）に発行します。
- (2) 行政等の広報紙の活用やマスコミに情報提供し、センターのPRを行います。
- (3) 市町村や地域のイベントに参加し、チラシ等PR物品の配布を行います。
- (4) ホームページの内容の充実を図り、より分かりやすい情報発信に努めます。
- (5) シルバーカレンダーの作成・配布を行います。

7 職群作業班の育成を進めます

- (1) 会員の連携と仲間づくりのため、職群作業班の育成を進めます。
- (2) 作業班の業務の円滑な推進と安全就業に向けた会員指導のため、作業班長等リーダーの育成を進めます。
- (3) 作業班長を中心とした連絡網の構築と組織体制の強化を図り、会員の共同・共助による自主的な運営により、効率的な就業体制を推進します。
- (4) 作業班活動を通じ作業基準の共有と意思統一を図り、事故防止に繋げます。

8 指定管理事業

駒ヶ根市の体育・福祉・文化施設等23施設の指定管理事業と宮田村の公園・体育・文化施設等12施設の指定管理事業を受託します。

事業の趣旨である「住民サービスの向上と経費の節減」を念頭に、市・村との協定に沿って適正に事業を進めると共に、施設管理の更なる拡大を検討します。